



県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課されるもので、たばこの販売価格に含まれています。

納める人

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者などが県に納めます。

納める額

製造たばこの本数 1,000 本につき、1,070 円。

申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が、当月分を翌月末日までに申告して納めます。

【豆知識⑩】たばこ税の内訳

たばこの代金には、たばこ税(国税)、たばこ特別税(国税)、県たばこ税(県税)、市町村たばこ税(市町村税)、消費税(国税)、地方消費税(県税)が含まれています。

たばこ 1 箱(20 本入り・580 円)あたりの県たばこ税は 21.40 円です。

県たばこ税や市町村たばこ税は、たばこが販売された県や市町村の収入となって、みなさまの暮らしに役立てられます。

たばこ (20 本入り 580 円)	
原材料・利潤など	222.40 円
国たばこ税	136.04 円
県たばこ税	21.40 円
市町村たばこ税	131.04 円
たばこ特別税(国税)	16.40 円
消費税・地方消費税	52.72 円

※令和 6 年 4 月現在の税率